

(課題設定型産業技術開発費助成事業)

2023 年度

「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発
／地域モデル構築技術開発」に係る公募要領

2023 年 3 月 10 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ・エネルギーシステム部

【受付期間】

2023年3月10日(金)～2023年4月10日(月) 正午アップロード完了

【提出先および提出方法】

- Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出資料のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/s9r5349brgn2>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案資料が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力し、全資料を再提出してください。
- アップロードするファイル名の先頭に、(別紙) 提出書類チェックリストに記載の資料番号を「半角数字_」として付してください。
(例) 1_提案書
- アップロードするファイルは、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発／地域モデル構築技術開発」
に係る公募について
(2023年3月10日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発／地域モデル構築技術開発を課題設定型の助成事業として実施します。基本計画に示す助成事業について、研究開発を行う事業者を、民間企業等から以下の要領で募集します。

1. 件名

「水素社会構築技術開発事業／地域水素利活用技術開発／地域モデル構築技術開発」

2. 事業概要

(1) 背景

水素は、カーボンニュートラルに必要な不可欠な資源であり、燃料または原料として、運輸・発電・産業など多様な分野の脱炭素化を可能とします。「第6次エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）」においては、水素が日常生活や産業活動で普遍的に利用される「水素社会」を実現するためには、水素を新たな資源と位置付け、様々なプレイヤーを巻き込んで社会実装を進めていく必要があるとされています。カーボンニュートラル達成のためには、将来的な低炭素水素の利活用拡大のみならず、地域のエネルギー自給率の向上や新たな産業創出等に資するものとして国内の資源を活用した水素サプライチェーンの構築や、我が国が有する水素製造から利用に至るまでの技術をパッケージでグローバルに展開する戦略的な国際展開モデル構築を一体的に進める必要があります。

(2) 目的

再生可能エネルギーから製造した水素、海外産水素や副生水素等をコンビナート、工場等を中心としたエリアで大規模に利活用する水素の社会実装モデルについて、必要となる技術開発を行うことで水素の社会実装を効率的に促進していきます。

(3) 事業内容

研究開発項目Ⅲ：「地域水素利活用技術開発」

(ロ) 地域モデル構築技術開発

電化による脱炭素が困難な業務・産業等の様々な分野における水素利活用の自立化を目指し、水素ユーザー等がコンビナート、工場等を中心としたエリアでの水素の複合的な利活用のみならず、過去の調査等で明らかとなっている地域や産業分野の課題を解決するための、水素の製造・輸送・貯蔵を含めた蓋然性の高い将来のモデルを明確にした上で、これを実現するために必要なエネルギーシステムの技術開発を行います。

(4) 事業期間

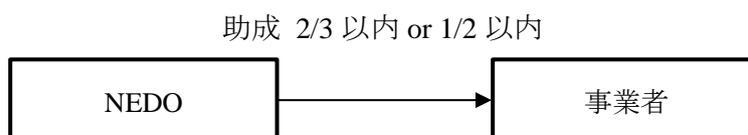
2023年度から2025年度（最大3年間）

(5) 事業規模

2023年度の事業規模：合計26億円程度

予算の範囲内で採択します。ただし、予算規模は提案内容次第であり、事業期間の正当性含め当該予算の必要性は厳格に審査します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等により提案額から減額して交付することがあります。

(6) 事業スキーム図



(7) 交付規程について

本助成事業は「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」に沿って実施します。

(8) 留意事項

本事業は、国内だけではなく海外も対象としています。ただし、海外への渡航については、外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）を参考にし、調査地域の経済活動再開の実態や自社判断を踏まえて、必要な場合は NEDO へ相談してください。※1 ※2

また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、調査への影響につき十分に精査するとともに、NEDO と緊密に協議を行いつつ、実施計画を柔軟に遂行してください。

※1 危険情報レベルが 2 以上である場合には、原則危険情報レベルが 1 以下に引き下げられるまで、又は十分な対策により安全が確保できることが確認されるまで、現地への出張を中断いただくことがあります。危険情報レベルの 1 以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止していただく場合があります。なお、事業者の安全対策に関する規定が本規定と異なる場合は、個別に対応を協議します。

※2 本事業では、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第 3 の 2）及び懸念 3 か国（輸出貿易管理令別表第 4）に属する企業等が提案書の調査対象国や連携企業等に含まれている場合は対象外とします。

経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html>

3. 応募要件

(1) 助成対象事業者

助成事業者は、次の要件（課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第 5 条）を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

ただし、以下のすべての条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り得るものとします。

i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDO が適当と認める日本法人の海外現地法人（注）であること。

ii. 日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、幹事提案者は日本法人であること。

iii. 国内代理人の選任

海外現地法人と NEDO の間の各種書類の授受、NEDO の検査及び評価等への対応のため、海外現地法人が共同提案者である日本法人を事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

iv. その他

交付規程並びに交付決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、交付規程に定める通貨は日本円とする。なお、相互の意見の疎通を図るため、交付規程で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDO と外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

(2) 助成対象事業

助成事業として次の要件を満たすことが必要です。

- i. 助成事業が、別紙の基本計画に定められている課題の実用化開発を行うものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行うこと
(提案書の添付資料2「企業化計画書」中に記載してください。)
- iii. 助成事業終了後、本事業の実施により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等、様々な形態を通じ、我が国の経済に如何に貢献するかについて、バックデータ※も含め、具体的に説明すること。(提案書の添付資料1「助成事業実施計画書」の「1.(1)③. 事業による効果」中に記載してください。)(我が国産業の競争力強化及び新規産業創出・新規企業促進への波及効果の大きな提案を優先的に採択します。)
※バックデータ：上記の基礎となる主要な事項(背景、数値等)
- iv. なお、当該助成事業終了後、追跡調査や特許等の取得状況及び事業化状況調査(バイドールフォローアップ調査)に御協力いただく場合があります。
- v. 助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施すること。

(3) 助成対象費用

助成の対象となる費用は、課題設定型産業技術開発費助成金交付規程第6条に示すとおりです。

(4) 助成率

- i. 地域コミュニティでの水素供給から供給・利活用までを想定したモデル構築に関する実証：2/3以内
- ii. 電化が困難な熱需要等に対するオンサイト水素等を活用した、ユーザー視点での工場のCN化に関する実証：2/3以内
- iii. 汎用的な熱需要等の脱炭素化ニーズに対応するための、メーカーが主体となった機器の技術開発に関する実証：1/2以内

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って、提案書を作成し、その他提出資料とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限：2023年4月10日(月)正午 アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、資料に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください(提案書のフォーマットは変更しないでください)。

(2) 提出先 Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/s9r5349brgn2>

(3) 提出方法

「(2) 提出先の」Web 入力フォームで以下の①～④を入力いただき、②をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードする提出資料毎に作成し、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力し、全資料を再提出してください。提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付します。

■入力項目

- ①提案名(※)
- ②代表法人番号(13桁)
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名

- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑩研究開発の概要（1,000 文字以内）
- ⑪技術的ポイント（⑩研究開発の概要を要約して記載）（※）
- ⑫代表法人主任研究者（※）
- ⑬共同提案法人名及び主任研究者名（複数の場合は、列記）（※）
- ⑭提案法人従業員数
- ⑮提案法人資本金
- ⑯提案法人会計監査人設置有無
- ⑰利害関係者（※）
- ⑱研究体制（担当研究開発項目番号と法人名を入力。）
例：研究開発項目①××会社、〇〇大学、研究開発項目②△△研究所
- ⑲研究期間（提案する研究期間を記載。）
- ⑳提案額（助成率適用後の NEDO 負担額を記入。）
- ㉑初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ㉒提出書類（(4) 提出書類のアップロード）

※利害関係の確認について

- ・ NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じています。
- ・その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることとしています。
- ・そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしています。NEDO から①提案名、⑪技術的ポイント、⑫代表法人主任研究者、⑬共同提案法人名及び主任研究者名、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いします。
- ・また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑰利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いします。
- ・提案者が大学や公的研究機関の場合は、主任研究者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

- 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇
- 〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇
- 〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類

- ・（別紙）提出書類チェックリストを参照ください。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から同提案の提案書類が複数回提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください（受付番号の表示は受理完了とは別です。）。
- ・入力・アップロード等の操作途中で提出期限を迎え、操作を完了できなかった場合は、提案を受付けませ

ん。

- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・無効となった提案書その他の書類は、NEDOにて破棄させていただきます。
- ・応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム (e-Rad) へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】e-Rad ポータルサイト

<<https://www.e-rad.go.jp/>>

5. 秘密の保持

- ・NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・評価者には守秘義務がありますが、提案者が提案書の一部について非公開の扱いを希望する場合は、該当する部分を「添付資料 4」に明示ください。NEDO はその部分については評価者に開示しません。ただし、この場合、評価者の判断材料が不足するために評価が低くなるおそれがありますので、ご注意ください。
- ・取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「主任研究員研究経歴書 (CV)」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、助成事業者決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- ・e-Rad に登録された各情報 (プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間) 及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) 第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。
- ・ただし、提案書の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、主務官庁である経済産業省に情報を共有することがあります。

6. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- ・外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ・採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- ・契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- ・助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

a. 政策目的との合致

政府の目指す社会実装モデルの方向性との整合性、提案の先進性、他地域・業界内等への展開可能性

b. 採択審査の基準

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力 (経理的基礎)、経理等事務管理/処理能力

ii. 事業化評価 (実用化評価)

新規性 (新規な開発又は事業への取組)、水素需要創出効果、温室効果ガス削減効果、市場創出効果、利活用のみならず製造・輸送・貯蔵手法の見通し

iii. 企業化能力評価

実現性（企業化計画の妥当性）、生産資源の確保、販路の確保

iv. 技術評価

技術課題及び解決手段の明確化、適切な事業スケジュールやマイルストーンの設定による助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の業界内での展開性

v. 社会的目標への対応の妥当性

地方自治体や産業界等で構成される協議会等が示すカーボンニュートラルに向けた将来像との合致

なお、採択審査の基準については、賃上げを実施することを表明した企業等に対して加点します。

c. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。
4. 助成事業の実用化に向けたマイルストーンが明確に提示されていること。

ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO が指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 交付先の通知及び公表

- ・採択された事業については、NEDO から提案者に通知します。不採択の場合も、評価結果を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2023 年 6 月下旬を予定しています。
- ・採択された事業に関しては、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要を NEDO のウェブサイトに公表します。また採択審査委員（評価者）の所属、氏名について、採択決定後に NEDO のウェブサイトに公表します。
- ・必要に応じてニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

(4) スケジュール

| | | | |
|--------|-------------|---|---------------------|
| 2023 年 | 3 月 10 日 | : | 公募開始 |
| | 3 月 22 日 | : | 公募説明会 |
| | 4 月 10 日 正午 | : | 公募締め切り |
| | 5 月下旬（予定） | : | 採択審査委員会（外部有識者による審査） |
| | 6 月中旬（予定） | : | 契約・助成審査委員会 |
| | 6 月下旬（予定） | : | 交付先決定 |
| | 7 月上旬（予定） | : | 公表 |
| | 8 月頃（予定） | : | 交付決定 |

7. 留意事項

(1) 研究開発計画の変更について

FS から実証フェーズへの移行等、事業実施計画の内容や事業の進捗状況に応じて、ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 企業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、5年後までの企業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の企業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。

(4) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。(交付規程第16条)

(5) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。詳細は提案書類様式における別添2を参照してください。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad と連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(6) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価に御協力いただく場合がございますので御協力をお願いします。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧願います。

<https://www.nedo.go.jp/introducing/kenkyuu_houkoku_index.html>

また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、協力をいただくことがあります。

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成業務に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目（消耗品費、旅費、借料等）にそれぞれ計上してください。

①パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

②本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】

2010年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>>

(8) 本事業で得られた成果の発表の取り扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

①本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前に NEDO に報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備

等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。

- ②報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(9) 交付決定の取り消し

提案内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(10) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ウェブサイト
<http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOウェブサイト
<https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(11) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html>

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト
<https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降、2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。
このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

d. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知の受付窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.NEDO.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.NEDO.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(12) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規の交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>>

(13) RA(リサーチアシスタント)等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOが交付決定する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(14) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)(2022年5月1日以降は特定類型*に該当する居住者を含む。)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17

条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります*。本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時まで、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

* 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>>
（Q&A <<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>>
- ・ 安全保障貿易ガイドランス（入門編）
<<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf>
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>>

(15) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注1）、又は「過度の集中」（注2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注1）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注2）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実

質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。
- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身に関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】

・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(16) 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

(17) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）

8. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該公募に係る内容、契約・交付に係る手続き、提出書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL、電子メールアドレス）を2023年3月15日

(水) 15時までに下記申し込みフォームからお申し込みください。

日時：2023年3月22日(水) 15時00分～16時00分

場所：オンライン会議（オンライン会議システム等は参加者登録メールアドレスへ送付します。）

申し込みフォーム：

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/32psl8idyghi>

9. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7.NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

<https://www.NEDO.go.jp/shortcut_jigyuu.html>

10. その他

NEDO 公式 Twitter<<https://www.NEDO.go.jp/NEDOmail/index.html>>をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時 Twitter で確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。

11. 問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記まで E-Mail にてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ・エネルギーシステム部 加納、長尾、林田、菖蒲

E-Mail：hydrogen@ml.NEDO.go.jp（受付期間：3月10日～4月6日）

12. 関連資料

- ・基本計画
- ・2023年度実施方針
- ・提案書様式
- ・添付資料1：助成事業実施計画書
- ・添付資料2：企業化計画書
- ・別紙1：研究体制
- ・別紙2：総括表等
- ・(別紙) 提出書類チェックリスト
- ・参考資料：e-rad への登録方法について